

CC-NET

VOL. 29

Central Consultants Network

迎春

〒453-0022
名古屋市中村区中島町3-3
株式会社 セントラルコンサルタンツ
TEL 052-483-5221
FAX 052-483-5223
E-MAIL niwakaikei@office.email.ne.jp
URL <http://www.awiny.com/>



窮則変、変則通、通則久



- ・窮すれば則ち変ず、変ずれば則ち通ず、通ずれば則ち久し
- ・行き詰ると変化が生じ、変化は道を創り、通じた道は久しく続く
- ・天文・地理・人事・物象を陰陽変化の原理によって説いた書、易経(中国古典)の一文。中間を省略して「窮すれば通ず」ともいう。
- ・2009年、世界経済はかつて経験のないほど窮している。資本主義・自由主義経済の変化、覇権の移動、基軸通貨、新旧価値観の劇的変化、破壊と創造の揺れ動く年になりそうです。
- ・私たち中小企業の経営者にとって、さらに厳しい局面を向かえますが、マクロの視点から経営判断をし、地道な努力がなければ、道は開くことなく閉ざされたままになってしまいます。マーケットの変化を敏感に読み取り、中期的・長期的な視点から、過去に固執せずに、自ら「今を変えてみる」ことが難局打破に不可欠です。

セントラル税理士法人 代表社員 丹羽靖和



平成21年 第7期 基本計画

タイミングとバランスを生かす

1. 真のお客様第一主義と顧客満足を第一に行動します
2. 会計・税務・労務情報の早期伝達(納期厳格)を進めます
3. 事業開始から相続・事業承継の長期的な視点で対応します
4. お客様固有問題の的確な把握とコンサルティングをします
5. IBEX 8によるインターネット会計を推進しています
6. 電子申告100%達成を实践
7. いつも正確・迅速・美しい仕事を心がけています

福利厚生費の税務

福利厚生費は、労働力の確保・向上をめざして、従業員全体に対して支給されるものであるため、会社の経理上費用として計上され、税務上損金とすることができます。

ただし、給与や交際費との区分が難しく、直接給与としてお金を支給していなくても、税法上給与と見なされ、従業員にとっては源泉所得税の課税対象となり、結果的に追加の税金を負担することになったり、特定の人間に対しての費用支出について、交際費と判断されれば、法人については全額損金にすることができません。

そのため、福利厚生費が給与や交際費と見なされないために、次のような点に配慮する必要があります。

- ① 支出の目的（従業員の福利厚生のための支出であること）
- ② 支出の金額（社会通念上の相当性、税法規定範囲内であること）
- ③ 一定の支出基準（社内規定や税法基準を満たしていること）
- ④ 支出対象者（特定の者に限定されていないこと）



交際費か福利厚生費か



次のような支出については、原則、福利厚生費となりますが、要件を外れた場合には交際費として取り扱われます。

- ① 従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会等の費用。
ただし、不参加者に対し費用相当額を支給した場合には、参加、不参加者双方共に給与とされます。
- ② 従業員のみを対象とした保養所所有、賃借にかかる費用。（従業員全員が一律利用できること）
- ③ 以下の要件をすべて満たす慰安旅行。
 - ・旅行に要する期間が4泊5日以内（目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数が4泊5日）
 - ・旅行に参加する従業員等の数が全従業員等の50%以上であること
- ④ 創業記念日、社屋新築記念日等に支出する飲食費及び記念品の費用（処分見込額が1万円以下のものに限る）
- ⑤ 一定の基準に従って支給される慶弔、禍福に際し支出する金品。

慶弔費の取り扱い



法人税上の取り扱い

従業員や元従業員またはその親族などのお祝いや不幸などに際して、一定の基準に従って支給される金品に要する費用は、福利厚生費になり、費用は全額損金になります（措置通達61の4(1)-10）。支給を受けるものが役員でも、同様に全額損金になります。支出の相手方が社外の者（取引先の従業員など）であれば交際費となります。

永年勤続者の記念品等

永年に渡り勤務した役員又は従業員の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等への招待、記念品の支給によりその役員又は従業員が受ける経済的利益については、下記の要件を満たせば非課税となります。

- ① 現金（商品券）ではない。
- ② 旅行、観劇等への招待、記念品の支給である。
- ③ 各人が自由に選択できない。
- ④ その金額は役員又は従業員の勤続年数に照らして社会通念上相当と認められる。
- ⑤ その表彰は、おおむね10年以上の勤務年数の者を対象としている。
- ⑥ 2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔を置いている。
 - ※ 旅行ギフト券を支給した場合は原則として課税されますが、支給してから相当の期間内（おおむね1年程度）に旅行をし、その旅行の事実を確認できる書類を備えている場合などは課税されません。

医療費控除

医療費を支払うと
税金が戻ってくると
聞いたのですが・・・



多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税が還付される場合があります。

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。
- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

◎医療費控除額の計算方法

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{10万円又は所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

注1：保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金などです。

なお、保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

注2：医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

◎控除を受けるための手続

- 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- その際、医師などが発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

◎医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの（例示）	控除の対象に含まれないもの（例示）
<ul style="list-style-type: none"> ●医師、歯科医師による診療や治療の対価 ●治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師などによる施術の対価 ●助産師による分べんの介助の対価 ●医師等によるメタボリックシンドロームに係る一定の特定保健指導の対価 ●保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価 ●治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 ●病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの ●介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 ●上記以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼したのから受ける療養上の世話の対価 ●かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ●医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 ●病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ●健康診断の費用 ●自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ●治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入の費用 ●親族に支払う療養上の世話の対価 ●疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用 ●親族などから人的役務の提供を受けたことに対する謝礼

注1：人間ドックなどの健康診断やメタボリックシンドロームに係る特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断等の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、この費用は医療費控除の対象となります。

注2：おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

2009年 今年の抱負



若尾

TOMOHIKO
WAKAO

「新年の抱負」という原稿の依頼を今回うけました本日1月9日。

このように文章にしてみようと考えますと、頭の中で考えているだけよりずっと思考が整理される気がします。昨年末に考えていた抱負が、曖昧でやや現実味が欠けているものだったと考えさせられました。

というわけで抱負変更いたします。今年の抱負は、今年の年末にこの抱負を覚えていることです。つまり毎日のように続けられることとして、1年間続けていられるよう頑張ります。きっと変更前の抱負は1年後に覚えてないと思います。

本年も1年皆様の力に少しでもなれる様、勉強いたします。どうぞよろしくお願いいたします。



森

YOUKO
MORI

今年に限った抱負ではありませんが、第一に自分はもろること家族が健康で一年間過ごすことです。健康でなければ、日常生活に不都合が生じ、さらに自分がやってみたいことに挑戦もできないからです。

食えることが大好きな私は、特に食生活に気をつけたいです。

その次に、毎日笑顔でポジティブな考え方で過ごせるように心がけることです。「笑う門には福来る」という諺があるぐらいですから、笑顔で過ごす私になりたいです。笑顔でいたら新しい出会いが増えて、そこから友達の輪が広がると思っています。

人と出会うことにより自分が刺激を受けて、自分自身を向上させることができると思うからです。そして私が理想としている「できる女性」に近づきたいです。



内藤

MITUHIRO
NAITO

新年明けましておめでとございます。

昨年後半より暗く厳しい話題ばかりの1年でしたが、今年は何も明るい話題があふれる1年となればいいですね。

さて、今年の抱負ですが、自分自身の「3年プラン」を昨年の秋に作成しましたので、今年はその1年目と2年目のプランを着実に実行する1年になりそうです。

この歳になると、なかなか新しい目標を設定してチャレンジしていくことが少なくなってきましたが、ぜひとも今年には自身「深化の1年」となるように頑張ります。

本年も少しでもお役に立てるよう頑張ります。

どうぞよろしく申し上げます。



長田

NAOMI
OSADA

プライベートでは、今年で料理教室に通い始めて3年になります。和洋中といろいろな料理を学んできましたが、自宅通いのせいか、なかなか料理をすることがなく、復習するときもレシピとにらめっこの状態が続いています。

そこで今年こそは、レシピを見なくても作れる料理のレパートリーを一品でも多く増やしていきたいなと思います。昨年購入した玉子焼き器を使って、だし巻き卵が大分まともな形になってきましたので、これを最初の一步にしたいです。

仕事では、受験勉強をしなくなっただけで経ちますが、そのせいか新しい税務情報に疎くなってしまうことを実感しています。

今年も、税務に関するHPをこまめにチェックしたり、情報誌を見たりして、最新情報を皆様にお届けできるように努めたいと思います。